

那覇南部、中部、北部、宮古、八重山地区

の5会場にて各2回実施致します。

平成30年3月26日

LPガス販売事業所 各位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 渡口彦則
(公印省略)

液化石油ガス法第18条の従事者保安教育として実施する講習会です。

LPガス販売事業所従事者保安教育講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして下記の通り液化石油ガス法第18条に基づくLPガス販売事業所従事者保安教育講習会を実施致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、関係事業所は積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

※高圧ガス容器を積載した車両での来場は出来ません!(受講出来ません)

1. 開催日程等

開催地区	開催日時	開催会場	定員
那覇南部地区	平成30年4月13日 13:30~16:00	沖縄産業支援センター(3階312室)	140名
	平成30年4月25日 13:30~16:00	沖縄産業支援センター(1階大ホール)	180名
中部地区	平成30年4月19日 13:30~16:00	沖縄市農民研修センター(大ホール)	120名
	平成30年4月24日 13:30~16:00		120名
北部地区	平成30年4月20日 13:30~16:00	北部生涯学習推進センター(研修室1)	40名
	平成30年4月23日 13:30~16:00		40名
宮古地区	平成30年4月16日 13:30~16:00	沖縄県宮古事務所(2階大会議室)	40名
	平成30年4月17日 13:30~16:00		40名
八重山地区	平成30年4月26日 13:30~16:00	沖縄県八重山事務所(2階大会議室)	40名
	平成30年4月27日 13:30~16:00		40名

2. 受講対象者 全従業員(代表者、業務主任者及び代理者は除く)

3. 講習内容(仮)

- ①沖縄県立入検査状況について
- ②平成29年度以降に発生した事故について
- ③最近のお客様相談内容について
- ④液石法省令等の改正

取引適正化ガイドラインの制定

⑤その他

4. 受講料 ・会員事業所(3,000円) ・一般事業所(6,000円)

(受講料は当日会場にてお支払い下さい)

5. 持参するもの ・筆記具



※ 各講習会場の定員を超える受講者が来た場合は調整させていただきますので、お手数ですが受講者数を把握するため、希望の日程に受講者の人数を記入してFAX頂きますようお願い申し上げます。

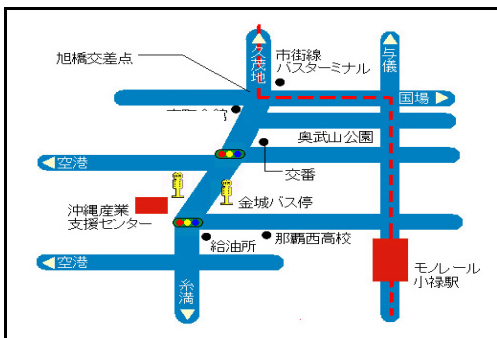
平成30年度LP販売事業所従事者保安教育講習申込書

(FAX 098-858-9564)

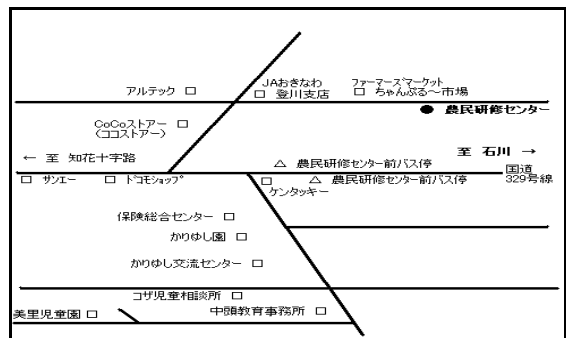
開催地区	①那覇・南部地区		②中部地区		③北部地区		④宮古地区		⑤八重山地区	
及び日時 (希望人数)	4/13 名	4/25 名	4/19 名	4/24 名	4/20 名	4/23 名	4/16 名	4/17 名	4/26 名	4/27 名
事業所名	(会員事業所・一般事業所)									
連絡先	Tel () - - - - - FAX () - - - - -									

各講習会場地図

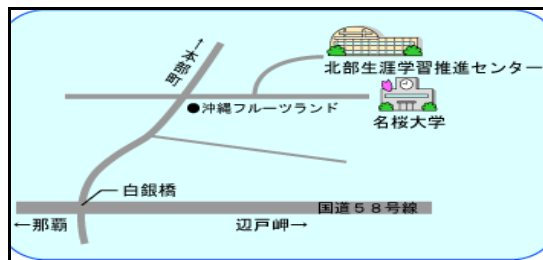
1. 那覇・南部地区 (沖縄産業支援センター)



2. 中部地区 (沖縄市農民研修センター)



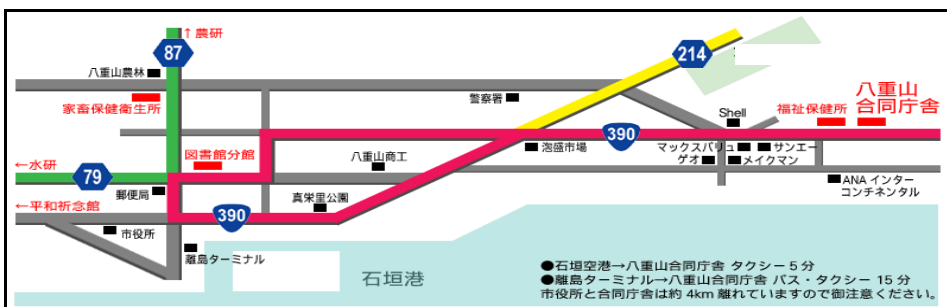
3. 北部地区 (北部生涯学習推進センター)



4. 宮古地区 (沖縄県宮古事務所)



5. 八重山地区 (沖縄県八重山事務所)



液化石油ガス法 第18条関係

保安教育について

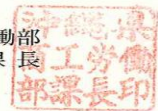
液石法関係の運用及び解釈について（通達）

「保安教育としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であることとして指導されたい。

商産第1159号
平成26年9月8日

一般社団法人
沖縄県高圧ガス保安協会
会長 渡口彦則 殿

沖縄県商工労働部
産業政策課長



液化石油ガス販売事業者における保安教育について（依頼）

平素から本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第18条では、販売事業者はLPガスの災害を防止するためにLPガスを取り扱う全ての従業者に対して、保安に必要な知識を身につけ、実践できるよう保安教育の義務化を規定しております。

沖縄県では、昨年度、一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しており、保安業務及びそれを行う従業者に対する保安教育への取り組みが今後ますます重要となります。

つきましては、貴協会会員の皆様方に貴協会が開催する保安教育講習会への参加や自社での保安教育の計画的な実施を通じて、保安教育の徹底がより一層図られることを周知していただけるようお願い申し上げます。

（連絡先）

担当：桃原

TEL：(098) 866-2330

FAX：(098) 866-2440

E-Mail：toubarsu@pref.okinawa.lg.jp

